



30農畜機第1608号

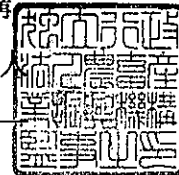
平成30年6月8日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部 裕人

監事 伊藤 純



監事監査報告書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成29事業年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、別添のとおり報告する。

監事監査報告書

1 監査の方法の概要

監事は、機構の監事監査規程に基づき、理事長及びその他役職員等と意思疎通を図り、幹部会、四半期ヒアリングその他の重要な会議に出席し、かつ重要な決裁文書等を閲覧するなど、情報の収集及び監査の環境の整備に努めた。また、監査計画に基づき機構内全部署の長等から、業務実績及び役職員の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関する状況報告を、加えて業務監査室からは内部監査の実施状況の報告も受け、必要に応じて説明を求めた。また、管理職以外の職員24名に対して非公開にインタビューし、機構におけるコンプライアンスの推進を含む内部統制の状況を確認した。合わせて、部門ごとに管掌役員に対して講評を行った。機構には、総務省令に定める子法人は無いので子法人の監査は行っていない。

なお、平成29事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2 監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い、中期目標の着実な達成に向け、適正かつ効率的に実施されているものと認める。また、平成29年度が最終年度となる第3次中期計画の自己評価も適正に実施されているものと認める。
- (2) 機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する役員の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- (4) 財務諸表に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

3 留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおり。

(1) 内部統制の状況について

ア. 人事管理・人材育成

階層別・専門別・部門別等の各種研修においては、研修終了後の報告、成果レビュー等の効果検証を必ず行い、その後の成長に繋がる効果的な人材育成を図っていくべきと考える。

新たに導入された勤務状況管理システムについては、必要データの抽出、加工等により、個々の職員の職務実態に即した適切な管理・指導に資する最適な管理資料を得て効率的な管理が出来るよう、有効に活用願いたい。

イ. 文書管理

文書の内容点検については継続した不断の取り組みが今後も必要である。

また、起案文書の決裁迅速化、内容の精度向上、紛失リスクの低減のため、承認者数を必要最小限に留めるべく、改めて見直しを行うべきと考える。

更に、機構の起案文書件数を考慮すれば、決裁の効率化、紛失リスク回避、情報共有の観点から、電子決裁を導入する意義は大きいと考える。早期導入に向けて検討願いたい。

ウ. 規程等の定期的点検・改正

過去の改正等により規程が複雑化している例が見受けられる。規程等の定期的点検・改正に当たっては、分かり易い改正に努めると同時に、整理・統合により簡素化し見易くする等、正しい理解浸透のための整備に十分に留意願いたい。

また、規程改正後の運用状況につき、規程所管部による管理・指導を徹底すべきと考える。

エ. 会検・内部監査指摘事項の共有と自己点検促進

会検・内部監査での指摘事項については、各所管部がイントラへの掲示等により機構内への共有を図っているが、浸透度は部門や個人により差が見られ、必ずしも十分とは言い難い。イントラへの掲示等に加え、当事者の理事、部長が幹部会、部長会等で自ら事例を紹介し意見交換に供し、他部門への共有、点検を促すことが必要と考える。

オ. コンプライアンスの推進

過去の継続した推進活動に加え、コンプライアンスに関する従来の認識度調査の内容を見直し、結果分析や内部公表の要領につき改善を行った他、内部相談窓口に加えて新たに外部相談窓口を設置する等の取り組みにより、職員の意識向上に成果を上げている。

また、平成30年度から風通しの良い環境作りのため、コンプライアンス推進週間を半期毎に設置する等、新たに取り組むこととしている。職員の意識を更に高めるべく、今後とも地道に活動を継続し、より良い環境作りに向けて取り組んでいた

だきたい。

カ. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策については、現在機構運営上の最重要課題の一つと考えられるが、外部委託により年度毎に実施する情報セキュリティ診断の結果への迅速な対応が疎かになっていた事例が発生している。当該各部署による措置を迅速、確実に実行すべく、所管部による適正な一元管理が強く求められる。また、今後の措置対応状況につき、情報セキュリティ監査責任者である業務監査室長の積極関与が必要と考える。

更に、今後ともシステムについては、従来にも増して専門的対応が求められる分野であることから、専門人材の育成、登用が急務と考える。

キ. 契約事務細則の効率的運用

地域別に委託先を選定することから複数契約となる一事業に関し、随意契約等審査委員会への契約単位での少額基準による諮問の要否判別等により、事務負担がかえって増加するケースが見受けられる。規程に則って処理することは言うまでもないが、事務負担面も考慮した規程の効率的な運用を心掛けるべきと考える。

ク. 海外出張時の高額現金持参

海外の弁護士、通訳等、高額の支払いとなる費用につき、過去に安全管理の観点から出張者が現金で現地に持参することを廃し、本部からの銀行送金かクレジットカード等での支払いに変更した経緯があるが、同様の現金持参が当年度において再発している。個人の安全管理に加えて、法人としての危機管理能力が問われることから、厳に再発防止を徹底するとともに、今後とも確実に遵守されるようルール化すべきと考える。

ケ. 地方事務所と本部の連携促進

本部・事務所間での交替人事においては、片方に欠員による業務の皺寄せが生じないように、異動日を合わせる配慮が必要と考える。

また、本部との連携促進の観点から、事務所員の本部への打合せ出張の機会を更に増やすことが必要であり、一方で本部管理部門からの事務所側のニーズを考慮した打合せ出張も同様に必要と考える。総務部が中心となり、双方向での往来を促進願いたい。

(2) 給与水準の状況（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

機構は国家公務員並みの給与水準を目指して、管理職のポストオフ制度の継続、昇給幅の圧縮といった人事管理制度を継続実施している。その結果、平成29年度のラスパイレース指数（対国家公務員給与指数）は仮集計で102.1となった（表1）。

今後も国家公務員の給与改革（平成30年4月終了予定）や定年延長の議論の推移を良く見ながら引き続き国家公務員並みの給与水準の維持に努めて貰いたい。

表1 ラスパイレス指数の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 (仮集計)
対国家公務員、対全国	129.6	126.4	124.1	121.4	117.8	116.5	118.3	119.1	118.3	117.7
地域・学歴 勘案	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	100.4	101.8	102.4	102.2	102.1

(3) 理事長の報酬水準の妥当性（独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定））

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）において、同種の個別の法令に規定された事業を、補助金等の使途に定められた財源により行う、行政事業型の成果目標達成法人に分類された法人の長の平均年間報酬は19,699千円（総務省公表「独立行政法人の役員の平成28年度の報酬の支給状況」による）であり、機構の理事長の報酬はこれよりやや少ない18,695千円（平成28年度）である（表2）。また、理事長は農畜産業及び関連産業に関する業務を統括し、国内関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し業務を遂行している。これらを踏まえ理事長の報酬水準は妥当であると考ええる。

表2 独立行政法人の長の報酬等の支給状況（平成29年6月総務省公表）

	平成28年度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,452 千円
水資源機構	19,748
環境再生保全機構	17,897
3法人平均	19,699
農畜産業振興機構	18,695

(4) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

競争入札の拡大に向け、①随意契約等審査委員会による審査、②総合評価落札方式の評価方法の見直し、参加確認型公募やマスキング方式の普及、③外部の弁護士等で構成する契約監視委員会による監視に継続して取り組んできている。

平成29年度の競争性のない随意契約は事務所の契約や都道府県との業務委託契約等やむを得ないと判断された163件（契約全体の34.9%）となり、金額的には252百万円（契約全体の1.1%）となった（表3）。28年度に比べやや改善された結果となったが、今後も競争性の確保を徹底し、やむを得ず随意契約とするものについては要件判断を適正に行い、明確な理由や、予定価格の算出基礎や概算見積額の積算根拠などを確認できるよう指導が必要である。

表3 形態別契約の状況

(単位：件、円、%)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		対前年比較	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札 (a)	188	13,655,213,915	218	22,172,385,660	116.0	162.4
うち、総合評価落札方式により決定したもの	44	253,232,649	38	487,931,210	86.4	192.7
指名競争入札 (b)	8	1,827,326,696	1	641,340,721	12.5	35.1
うち、総合評価落札方式により決定したもの	0	0	0	0	—	—
企画競争 (c)	103	191,448,912	85	76,206,490	82.5	39.8
公募 (d)	0	0	0	0	—	—
競争性のある契約 (e) (a) + (b) + (c) + (d)	299	15,673,989,523	304	22,889,932,871	101.7	146.0
競争性のない随意契約 (f)	172	501,473,505	163	252,315,061	94.8	50.3
合計 (e) + (f)	471	16,175,463,028	467	23,142,247,932	99.2	143.1

また、競争入札における一者応札の解消については、参加資格・公告期間・仕様書等の見直しや入札不参加者に対する事後のアンケート調査を実施するなどの取り組みを行っている。平成29年度においては、平成28年度に比べ、2者以上の一般競争入札は30件増えたが指名競争入札と企画競争入札が25件減ったため差し引き5件の増加、一者応札は33件と変わらず増減無しという結果になった（表4）。今後も、不参加者へのアンケート調査とその活用を徹底し競争参加者の増加に向けた取り組みを継続願いたい。

表4 契約形態別の応募状況

(単位：件、%)

区 分	応募者数	平成 28 年度		平成 29 年度		対前年比較	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札	2者以上	155	82.4	185	84.9	30	119.4
	1者	33	17.6	33	15.1	0	100.0
	計	188	100.0	218	100.0	30	116.0
指名競争入札	2者以上	8	100.0	1	100.0	▲7	12.5
	1者	0	0.0	0	0.0	0	—
	計	8	100.0	1	100.0	▲7	12.5
企画競争・公募	2者以上	103	100.0	85	100.0	▲18	82.5
	1者	0	0.0	0	0.0	0	—
	計	103	100.0	85	100.0	▲18	82.5
合 計	2者以上	266	89.0	271	89.1	5	101.9
	1者	33	11.0	33	10.9	0	100.0
	計	299	100.0	304	100.0	5	101.7

(注) 競争性のない随意契約は含まない。

(5) 補助事業実施主体の公募の取り組み

畜産業振興事業においては平成29年度に17件の補助事業を行ったが、そのうち10件について事業実施主体を公募した。公募しなかったのは、①法律補助と一体的に実施している加工原料乳生産者経営安定対策事業と肉用牛繁殖経営支援事業の2件、②過年度の公募で採択された事業実施主体が実施している肉用牛肥育経営安定対策事業と畜産高度化支援リース事業及び家畜防疫互助基金支援事業の3件、③機構が直接生産者を募集している養豚経営安定対策事業、④28年度緊急対策を延長実施している粗飼料確保緊急対策事業の計7件である。また、公募した10件のうち2件が一者応募となったが、いずれも事業実施主体に専門的知見や特別なノウハウ、事業実施者との連携等が求められる事業であった。

野菜農業振興事業においては5件の補助事業を行い、内2件について公募を行った。加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業では1回の公募で17者を、契約野菜収入確保モデル事業では3回の公募で53者を採択した。他の3件については、事業実施者を助成支援するための事業や緊急需給調整のための事業であり公募は行っていない。

(6) 情報開示の状況

通則法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）等により、公開が義務付けられている事項、契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められる。このほか、独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにおいて積極的に開示されている。

平成30年6月8日

独立行政法人農畜産業振興機構

監 事

渡部裕人 

監 事

伊藤 純一 